

1 現 状

広島県は、県土面積約 85 万ヘクタール（全国第 10 位）で中国地方の中央部に位置しており、北は厳しい冬の寒さの中国山地脊梁部から内陸の中山間農村地帯を経て、南は温暖な気候の瀬戸内海沿岸・島嶼部まで、日本の縮図ともいわれるほど複雑で多種多様な気候・風土や産物を有する豊かな自然を持っています。

こうした優れた自然の保護と利用を行うために指定・設置された国立公園，国定公園，県立自然公園や野外レクリエーション施設などの現状は、次のようになっています。

（ 1 ）国立公園，国定公園，県立自然公園の状況

国立公園，国定公園は、「優れた自然の風景地を保護するとともに，その利用の増進を図り，もって国民の保健，休養及び教化に資する。」ことを目的とする自然公園法に基づいて指定され，県立自然公園は，同じ目的で定められた，広島県立自然公園条例によって指定されています。

広島県では，国立公園が一つ，国定公園が二つ，県立自然公園は六つが指定されています。

指定される地域は，公有地であるか民有地であるかという，土地の所有者が誰かに関わらず指定されるもので（地域制自然公園制度），地域の中では，農業や林業が行われているところも多く，自然環境を保護する場であると同時に，産業や生活の場でもあります。

そのため，農林業などの産業活動や開発行為などを制限する規制計画（特別地域等の指定）と，自然環境の復元や再生を目的とする施設や，適切に利用するための施設の配置や整備方針を定める施設計画とからなる公園計画が作成されて，保護と利用の調和が図られています。自然環境や社会状況等の変化に伴って，現存の公園計画では十分対応できない状況が生じた場合には，計画を見直して，変更なども行うことになっています。

〔国立公園・国定公園・県立自然公園の状況〕

区 分	公 園 名	指定時期	面積	所在県	県内所在市町
国立公園 〔自然公園法に基づいて国が指定〕	瀬戸内海 (一部の海域と一部の陸域)	S9	ha 10,681 (陸域のみ)	広島・兵庫等7県	11市町(広島市,大竹市,廿日市市,呉市,江田島市,竹原市,大崎上島町,東広島市,三原市,尾道市,福山市)
国定公園 〔都道府県の申出により自然公園法に基づいて国が指定〕	比婆道後帝釈	S38	4,733	広島・鳥取・島根3県	2市町(庄原市,神石高原町)
	西中国山地	S44	15,389	広島・島根・山口3県	3市町(北広島町,安芸太田町,廿日市市)
県立自然公園 〔条例に基づいて都道府県が指定〕	南原峡	S42	925	県西部	1市(広島市) 旧安佐郡可部町時に指定
	山野峡	S42	311	県東部	2市町(福山市,神石高原町)
	三倉岳	S46	499	県南西部	1市(大竹市)
	竹林寺用倉山	S46	614	県中央部	2市(東広島市,三原市)
	仏通寺御調八幡宮	S46	1,356	県南東部	1市(三原市)
	神之瀬峡	H10	2,736	県北部	2市(三次市,庄原市)

全公園面積は，県土の 4 % を占めている。

(2) 国立公園，国定公園，県立自然公園内の施設の状況

各公園の中には，それぞれの公園計画に基づいて，自然環境の保護と利用の調和を図るための施設（道路，駐車場，トイレ，休憩所，広場・園地，宿舎・キャンプ場等）が，地元市町や地域の要望を受け，協力も得ながら，順次，整備されてきました。

各公園内のこれら施設は優れた自然とのふれあいを進めるとともに，青少年の自然体験・学習などにより活用しようとする地区には，滞在機能として宿泊施設やキャンプ場も整備されています。

また，西中国山地国定公園内の八幡原地区では，自然再生施設の整備が進められています。

国立公園内の施設については，国の三位一体改革の一環として，平成17年度から，国が施設の整備を直接行うことになり，国庫補助金も廃止されました。

国定公園内の施設は，都道府県が整備する場合は，自然環境整備交付金の対象になり（現在は，市町村が整備する場合も対象になります。），本県においても，計画的に整備を進めてきました。

近年，県財政健全化の一環として，施設整備予算の縮減が行われています。

〔施設整備費の予算の状況～当初予算ベース〕

（単位：千円）

区 分		H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
国補助公共事業費	国定公園内等施設の整備	299,000	291,200	241,500	219,000	192,020
県単独公共事業費	県立自然公園内施設・野外レク等施設の整備	135,000	117,460	112,230	108,170	94,069
県単独維持費	施設の維持・修繕	73,147	67,668	59,290	59,173	50,688
合 計		507,147	476,328	413,020	380,343	336,777

各公園内の施設の管理は，市町や地元の団体に委託するか，有料のキャンプ場等については，指定管理者を指定して行っています。

市町の中には，経費の節減も目的に，地元の団体や住民に，軽易な修繕等を含め日常的な施設の管理を委託（依頼）しているところもあり，住民が主体的に管理を担っている地域もあります。

管理運営費予算も施設整備費予算と同様に，縮減が行われています。

〔管理運営費の予算の状況～当初予算ベース〕

（単位：千円）

区 分	委託・指定先	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
国立公園，国定公園，県立自然公園	市町 40地区	37,216	30,018	28,414	28,045	28,045
	地元団体 2地区	2,116	1,714	1,645	1,645	1,645
	指定管理者 3地区	20,734	16,647	17,931	16,750	15,948
	計	60,066	48,379	47,990	46,440	45,638
長距離自然歩道		6,785	5,638	3,722	4,091	4,091
合 計		66,851	54,017	51,712	50,531	49,729

(3) 野外レクリエーション施設の状況

野外レクリエーション施設は、県民の自然とのふれあいや、自然の中での保養・レクリエーションなどへのニーズの高まりに応じて、豊かで特色のある自然環境を持つ地域に、政策的に設置されたもので、自然環境を保護しながら、子どもから高齢者まで、全ての県民が気軽に自然とふれあえ、また、自然体験・学習を通じて、青少年を健全に育成することを目的に設置されています。

また、地元の産品の活用や雇用の場として、地域の経済面での貢献のほか、地域をアピールすることにもつながっています。

県北東部の比婆道後帝釈国定公園内に県民の森、県南西部の西中国山地国定公園の隣接地にもみのき森林公園、瀬戸内海中部で瀬戸内海国立公園のエリア内に県民の浜、県中央部に広島空港に隣接する中央森林公園の四つの施設が設置されています。

野外レクリエーション施設が、国立公園、国定公園、県立自然公園内に、県が整備した施設と違う点は、子どもから高齢者まで、県民の幅広いニーズに応えられるように、有料の宿舎やキャンプ場、スポーツ施設なども有する複合的・総合的な機能を備えた大規模な施設であることや、施設の敷地のほとんどが県有地であることです。

また、施設の敷地内の自然環境とふれあいやすく、スキー、サイクリング、海水浴などを気軽に楽しめるとともに、自然体験・学習に活用できる研修室や宿泊施設が整備されていることです。

〔野外レクリエーション施設の状況〕

区 分	設置時期	自然環境	施設面積	主な施設の整備時期	所在市町
県民の森	S 4 6	古い歴史とブナ林など優れた比婆山一体の景観	1,164 ha	宿泊施設(H7),スキー場(S52),キャンプ場(S52) 平成15年3月に比婆道後帝釈国定公園区域に編入	庄原市西城町・比和町
もみのき森林公園	S 5 9	もみのきが点在する特異な高原景観	400	宿泊施設(S59),体育館(S62),オートキャンプ場(S62),研修棟(H3),サイクリングロード(H3)	廿日市市吉和
県民の浜	S 6 3	瀬戸内海の景観と人工海浜	23	海浜施設(S61),宿泊研修所(S63),運動広場(S63),テニスコート(S63)	呉市蒲刈町
中央森林公園	H 5	広島空港のアクセス条件を活かした憩いの場	267	公園センター(H5),日本庭園(H5),サイクルセンター(H5),多目的ホール(H14),セミナーハウス(H14),コテージ(H14)	三原市本郷町

【歩道のネットワーク】

自然公園等の景勝地，史蹟，名勝，文化財など，地方の特長のある地区（地点）を，既存の公道や私道なども含めて指定した長距離自然歩道で結んでいます。

長距離自然歩道は，環境省（旧厚生省）が昭和47年に提唱して全国に順次整備されたもので，国民が四季を通じて手軽に自然と文化に親しみ，地域に対する正しい理解を深めるとともに，自然保護思想を高めながら健康な心身を育成することを目的とするものです。

本県では，中国地方の一周ルートや島根県と広島県を結ぶ南北ルートからなる中国自然歩道と，広島市の南原峡から庄原市西城町の中国自然歩道を結ぶ広島県自然歩道が指定されています。

長距離自然歩道に沿って設置された施設や山間部の歩道の管理は，地元の市町や団体などに委託しています。

〔長距離自然歩道の状況〕

区 分	指定時期	延長距離	概 要	所 在 市 町
中国自然歩道	S53 ~	425 km	瀬戸内沿いを通る中国地方の一周ルート（山口県～羅漢山～山野峡～岡山県）と県東部の南北ルート（山野峡～帝釈峡～比婆山～吾妻山～島根県）で構成	12市町（廿日市市，広島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，呉市，東広島市，竹原市，三原市，尾道市，福山市）
広島県自然歩道	S49 ~	125	南原峡から庄原市西城町の中国自然歩道を結ぶルート	4市（広島市，安芸高田市，三次市，庄原市）

（４）利用者の状況

国立公園，国定公園，県立自然公園の利用者については，平成9年度の約800万人をピークに，平成12年度は約700万人まで減少しましたが，その後は，ほぼ横ばいで推移しています。

野外レクリエーション施設の内，県民の森ともみのき森林公園及び県民の浜については，平成8年度における約70万人をピークに，平成18年度では約35万人と半減しましたが，宿泊者について見ると，平成9年度以降は約2万7千人程度と横ばいで推移しており，中央森林公園については，平成5年の開園当初約40万人であったものが，平成14年度以降は約29万人で推移しています。

長距離自然歩道については，平成14年度までは増加し，その後は，約37万人程度で推移しています。

〔利用者数の推移〕

(単位：千人)

区 分	H 8	H 9	H 1 0	H 1 2	H 1 4	H 1 6	H 1 8
国立公園・国定公園・県立自然公園	7,870	8,041	7,353	7,055	6,901	6,677	6,835
全国的な知名度のある景勝地を有する地区	3,688	3,728	3,298	2,885	3,075	3,074	3,297
滞在機能を備えるなど利用の拠点となる地区	2,279	2,158	2,062	2,191	2,126	1,972	1,929
優れた展望等を有する地区	1,903	2,155	1,993	1,979	1,700	1,631	1,609
野外レクリエーション施設	963	894	846	791	759	717	640
県民の森	270 (8)	215 (8)	230 (7)	198 (7)	174 (8)	145 (7)	127 (6)
もみのき森林公園	332 (12)	286 (10)	271 (10)	242 (10)	203 (10)	194 (9)	163 (10)
県民の浜	98 (14)	84 (10)	87 (10)	130 (11)	97 (11)	84 (11)	66 (10)
計(県森, もみのき, 県浜)	700 (34)	585 (28)	588 (27)	570 (28)	474 (29)	423 (27)	356 (26)
中央森林公園	263	309	258	221	285	294	284
長距離自然歩道	250	249	255	348	372	373	369
合 計	9,084	9,184	8,454	8,194	8,032	7,767	7,844

()内は宿泊者数

(5) 指定管理者制度の概要

公の施設の管理は、平成17年度以降、指定管理者制度が導入され、順次、指定管理者を指定して行っています。

指定管理者制度は、民間のノウハウを活用することによって、サービスの向上や経費の縮減を図ることを目的とするもので、指定管理料や指定期間等の条件を定め、施設の管理者を広く募集して、「県民の平等な利用が確保されるか」、「施設の効用を最大限に発揮できるか」、「施設の管理経費は縮減できるか」、「管理を安定して行う人的物的能力があるか」という観点から、施設の管理者を選考するものです。

自然公園等施設の中で、指定管理者制度を導入している公の施設は、県民の森、もみのき森林公園、県民の浜、中央森林公園の四つの野外レクリエーション施設と、瀬戸内海国立公園の野呂山公園施設、比婆道後帝釈国定公園の帝釈公園施設、西中国山地国定公園の牛小屋高原公園施設の三つの自然公園内の施設です。

〔指定管理者制度が導入されている自然公園等施設〕

施設名	現在の指定管理者	指定期間
県民の森	(株)比婆の森	H17.4.1～H20.3.31
もみのき森林公園	(財)もみのき森林公園協会	H17.4.1～H20.3.31
県民の浜	(株)県民の浜蒲刈	H17.4.1～H20.3.31
中央森林公園 (公園センター等)	(財)中央森林公園協会	H18.4.1～H21.3.31
中央森林公園 (フォレストビルガーデン)	広島エアポートビルディング開発・広島エアポートホテル 共同企業体	H18.4.1～H21.3.31
野呂山公園施設	(財)野呂山開発公社	H18.4.1～H21.3.31
帝釈公園施設	(財)休暇村協会	H18.4.1～H21.3.31
牛小屋高原公園施設	三段峡観光(株)	H18.4.1～H21.3.31

(6) 県から市町への自然公園等に関する事務権限の移譲の状況

市町村合併の進展や国・県・市町村の厳しい財政状況を背景に、広島県においては、住民に身近な行政サービスは基礎自治体に委ね、基礎自治体はその行政サービスを、地域住民の自主的な選択に基づいて実施していくという観点から、そうした事務の市町への移譲を進めています。

自然公園等に関する事務についても、農林業などの産業活動や開発行為などの許認可の事務権限の移譲が、国定公園と県立公園が所在する11の市町について進められています。

自然公園の自然環境を保護するための、国定公園や県立自然公園内の特別地域における、産業活動や開発行為などを許認可によって制限する事務は、市町が最も地域の実情に通じており、迅速な事務処理ができるなど申請者の利便性の向上にもつながるといのが、事務権限の移譲の理由となっています。

また、施設管理の事務権限についても、移譲が検討されています。

〔分権改革推進計画での自然公園等に関する県から市町への移譲する事務の項目〕

移譲項目	移譲事務	根拠法令	備考
自然公園に関する事務	国定公園の特別地域等の禁止行為の許可、実地調査等	自然公園法	広域的視点で調整等が必要なものについて、調整の仕組みを検討(移譲市町は公園等の所在市町に限る)
	県立公園の特別地域等の禁止行為の許可、実地調査等	広島県自然公園条例	
	自然公園等の施設管理		指定管理者制度を活用(一部事務委託・施設移管等)
	自然公園等の維持修繕		